

令和2年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和2年7月17日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第5 その他 議案 江津市農業委員会規定及び江津市農業委員会会議規則の改正について

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子  
6 番大村理之 8 番田代和秋 9 番深野政勝 10 番原田和徳  
11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（8名）

佐々木康規、佐々木要、河村博幸、流理森、湯淺憲昭、仲津和法  
壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、まだ来られていない方もおられますけれど、ただ今から令和2年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。先日、14日になりますけれども、江の川の氾濫によって多大な冠水被害を受けたようでございます。おととしの大災害に続いて、まだまだ復旧半ばでの被災でありました。本当に皆さんご苦労をされているか

と思います。被災された皆様に、農業委員会としてもお見舞いを申し上げたいと思います。また、新型コロナがまだまだ猛威を振るっておりますけれど、現在GOTOキャンペーンが今、国の方でやっておりますけれども、色々やる時期あるいはやり方等言われていますけれど、先日も出雲あるいは米子で感染者が残念ながら出ております。改めて、まだまだ警戒が必要だろうと思っております。やはり、私どももやれる所はやっていかななくてはいけないなど、手洗いあるいは消毒等を皆さんして頂いておりますけれども、マスクの着用、あるいはこうした会議等皆様が集まる場所においては、3密を避けるということが重要だろうということで、皆さんも継続した対応をご協力頂きたいと思っております。また、この新型コロナウイルスに伴う支援事業として、国では様々な支援が設定されております。こういった中でも、私どもに関係がある農業関係においても、経営継続の取り組みやあるいは感染拡大防止の取り組みに要する費用等、経営系の補助金等が設定をされております。今、関係機関等において認定農業者等をはじめ、様々な被害を受けられた方々に問いかけをされて、現在まさに申請手続きを今進めて頂いているところであります。そういった中ですが、現在の農業委員あるいは農地利用最適化推進委員におきましては、今回の総会が最後となります。次の20日、月曜日には6月議会において、承認されました新たなそれぞれの委員と再任された委員で、総会の開催となります。今回で退任されます委員の方につきましては、3年間ありがとうございました。ご苦労様でございました。また、再任された方につきましては、今後も3年間改めてご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より令和2年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員、山本委員、井上推進委員、崎谷推進委員、階本推進委員から欠席の報告が出ております。佐々木推進委員については、まだお見えになっていませんけれども、おってお出かけなろうかと思っております。出席委員につきましては、多数欠席がおりますけれども、過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、4番 和田幸子委員、6番 大村理之委員を署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項

《 都野津町 》

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明の前に、皆様に訂正をお願いします。資料では農地法第18条第1項第2号とタイトルというかなっておりますが、正しくは農地法第18条の第6項になりますのでよろしくお願いいたします。また、今回もコロナ対策で一部資料の朗読を省略させていただきますのでご了承願います。それでは、座って説明させていただきます。日程第2、報告第1号、「農地法 第18条 第6項の規定による届け出について説明をします。議案集は1枚めくっていただき下側の2ページ目をご覧ください。農地の場所は都野津町●●●番地、登記地目・現況地目が田、登記面積が●●●㎡です。議案集にあります賃貸人、貸借人の中で使用貸借が設定されておりましたけれども、令和2年6月29日に合意解約がされたと届出がありましたので報告します。事務局からの説明は以上です

会 長 はい。ただ今、事務局より報告がありました。この件についてご質問はありませんか。

ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法第5条

《 有福温泉町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1及び2について」を議題といたします。この許可申請は、箇所が隣接しており、また、申請人等同一であるので一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説



すので、そういった形で地目は農地では無くなります。

9番委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。許可申請の1及び2を一括採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1及び2については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案第1号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請3について説明します。議案集は先ほどと同じ3ページ目の一番下になります。位置図は2ページ目になりますのでご確認ください。農地の所在は敬川町●●●●番●●●●です。登記地目・現況地目ともに畑、登記面積は●●●m<sup>2</sup>です。申請の内容は所有権移転で、譲渡人は●●●さん。住所は江津市敬川町●●●●番地●●●●です。譲受人は●●●さん。住所は江津市嘉久志町●●●●番地●●●●です。転用目的は個人住宅の建築です。詳細は資料をご確認ください。申請は本藤行政書士の代理申請となっております。対価は●●●、工期は許可の日から令和3年3月末日です。担当は大村委員です。説明は以上です。

会 長 はい。それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 はい。それでは2ページをご覧ください。左斜め上に9号線が通っておりまして、下側が波子、右の方に行くと都野津になります。そこを●●●m程下の方へ向かって交差点・三叉路がありまして、それを左に●●●m程行くと申請地があります。四方の北側は市道になっていまして、南側は宅地、西側は農地所有者の同意を得ております。西側の境には、コンクリートブロックで被害防除の為に事をしたいということでした。以上です。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、ご

質問等はありませんか。

ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案第1号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請4について説明します。議案集は4ページから5ページ目の上段になります。位置図は一枚めくっていただいて3ページ目になります。農地の所在は敬川町●●●番●●ほかに沢山ありまして、計9筆です。それぞれの筆の登記地目・現況地目、登記面積は資料をご確認願います。申請の内容は地上権の設定で、譲渡人は資料のとおり、複数の所有者がおられます。譲受人は●●●●●●●●●●●●●●●代表取締役 ●●●●さんです。住所は江津市都野津町●●●●番地●●●●です。転用目的は、所有権移転です。申請地を資材置き場及び一部沈殿池として利用することです。申請は本藤行政書士の代理申請です。対価は●●●●円、工期は平成6年からとなっています。担当委員は大村委員です。なお、本申請に顛末書が譲受人・譲渡人双方から提出されています。顛末書には、『現地は平成6年3月30日から今日まで資材置き場及び沈殿池として賃貸しており、当時すでに耕作されていなくて雑種地であるとの認識であったこと、今回当該地の売り渡すことになり登記を依頼したところ登記地目が田と判明し、農地法の許可を得なければならなかったと指導を受け驚いた次第であること、今後は農地法の趣旨を十分理解し、関係者の方々のご指導をいただきながら行います』ということが書かれていました。説明は以上です。

会 長 はい。それでは、大村委員から続いてですけれども、調査結果の報告をお願い

いします。

6番委員 はい。それでは、位置図の3ページをご覧ください。斜めに走っているのが、産業道路でして、下の方が波子、上の方が都野津になります。そこへ、砂を作る工場みたいなものがありまして、あと残土捨て場等がありました。申請地の隣接のほとんどが譲受人の所有の土地であるが、隣接の農地に影響が無いように土留め等の被害防除対策をして万全を期している、排水は発生しないが雨水は地下浸透によるということでした。審議の程よろしく願いいたします。

会長 はい、事務局。

事務局 はい。すみません、先程の説明の最初のころに、私、申請の内容を地上権の設定と説明して、したと思うんですけども、これについては地上権ではなくて所有権の移転です。途中の転用目的のところを所有権移転と説明をさせて頂きましたけれど、大変すみません修正をさせて下さい。

会長 はい。それでは、ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯淺推進委員 すみません。

会長 はい。どうぞ。

湯淺推進委員 今の説明で、所有権移転と言われましたけれど、権利を見ると賃貸借となっていますが。下の最後の2つが。

事務局 はい。

会長 はい、事務局どうぞ。

事務局 下の2つというのは、おそらく6ページのこと。

湯淺推進委員 5ページの下と6ページです。

事務局 それは次の案件でして、今は番号4の説明をさせて頂いております。

湯淺推進委員 4番と5番が同じ場所だったので、いっぺんに説明をしているのかと。

事務局 今説明させて頂いているのは所有権移転です。次に別に賃貸借で説明をさせて頂きますので、よろしく願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。

湯淺推進委員 はい。

会長 他にございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]





ません、よろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 はい。今日四件目なのですが、さっきの説明と殆ど同じになります。以上です。

会 長 説明と調査結果の報告がありました。この件について一連の内容であります  
が、ご質問等はございませんか。

9 番委員 この賃貸借とか売買という中で、斜線で四角のような、ちょっと色が薄く塗  
ってある場所が、土がもう相当高い山になっているのですが、あれはやっぱり  
資材なるんですか。資材となるのでしょうか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 はい。あの、山の高い低いでいうと、かなりの山になっているのですけれど  
も、資材というふうに。

6 番委員 砂の販売でしょう。

会 長 はい、和田委員。

4 番委員 私もよく分からないのですが、平成6年からということですが、こういうこ  
とをする時に何も分からなかったのでしょうか。もう、やってしまってから、  
今回初めて所有権移転とか賃貸借を。もう使用されているのですよね。この平  
成6年頃に分からなかったのかなと思ひまして。

事務局 はい、事務局どうぞ。

事務局 顛末書のとおりなんですけれども、当時はそのような認識が無いというふう  
に書いております。私も過去の航空写真とかを見てみたのですが、やはりその  
頃からこの形のものが出ておりまして、顛末書に書かれるくらいですので、そ  
こを違うんではないですかというのも難しい話かなと。それと今回、この位置  
図の所で見ると分かると思いますが、隙間があります。この隙間の中に、  
まだ一部農地が残っていました。ここについては確認をした所、まだ地権者との  
調整が取れていないので、こういった所も併せて整理をしていくつもりで、  
今協議をしていますということは受けておりますので、整理はされるという思  
いは持っているんじゃないかと思ひます。

会 長 現状、ここ一帯は資材置場になっているのですよね。

事務局 そうですね。位置図の背景図のとおり状態です。

湯淺推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

湯淺推進委員 登記簿上、残っているのが農地図にも残っていると思います。そうすると、農地パトロールはどういった記載をされているのか。どういう結果が出るのかと思ひまして。農地の参考として出されるでしょう。パトロールに対して。その時にはどうなっていたのか。

事務局長 農地では無いという認識でいたのだと思いますけれど。調査票のことは、また調べておきます。

会 長 調査のことは、またよろしくお願ひします。

事務局長 わかりました。

会 長 他に、ございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ほかに質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第4、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、資料は別冊になりますけれども、別冊を使いますのでご確認願ひします。それでは、意見第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権集積計画の承認について説明をさせていただきます。資料を1枚めくっていただいた1ページ目に今回の計画全体の集計表がございます。桜江地区では鹿賀、谷住郷、江尾で、江津地区では二宮町神主での集積計画になります。全て田、全て新規の集積になります。計画の合計は7筆、8,967㎡になります。一枚めくっていただきまして、2ページから3ページにかけて集積する農地の詳細がございますのでご確認願ひします。5ページには全体の位置図がございます。そして6ページ目からなんですけれども、ちょっと白黒で見にくいんですけれどもそれぞれの農地の航空写真を付けています。こういう所だということろを

確認いただければと思います。説明は簡単ですけれども以上です

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問はありませんか。ありませんか

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい、質問が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　はい、挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」につきましては、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

#### 規程・規則の改正

会 長 　次に日程第 5、その他 議案、「江津市農業委員会規程及び江津市農業委員会会議規則の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、説明いたします。資料は再度議案集に戻っていただいて 7 ページ目のところになりますが、その前に修正をお願いします。この議案集、綴じてある議案集の 7 ページ目の下から三行目に農地利用最適化推進委員とすると、利用という文字が抜けてしまっております。そのため本日、新しい資料を 1 枚紙でお配りしておりますので、差し替えをお願いします。そのお手元の 1 枚紙でご確認いただけたらと思います。それでは、江津市農業委員会規程の改正について説明します。本日、お配りした 1 枚紙と議案集の 8 ページの新旧対照表と、議案集 9 ページ 10 ページの改正前後の証票もご確認いただきたいと思っております。改正内容は、江津市農業委員会規程第 6 条第 3 項中の参事を次長に改めること、第 10 条の委員及び職員という所を、委員、農地利用最適化推進委員及び職員に改めること、そして、証票を改めることとしております。現規程では事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を参事が代行することになっておりますが、これを次長が行うことに改正するものです。また第 10 条関係の委員とは、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を委員として運用・考えておりましたが、関連法などは農業委員と農地利用最適化推進委

員を併記してありましたので、これにあわせて農地利用最適化推進委員を明記することとしました。これにより身分を示す証票も、農地利用最適化推進委員を明記することとしております。また現地調査等は、農業委員会等に関する法律だけではなくて、農地法による立入調査時にも身分を示す証明書を携帯しなければならないと書いてありますので、改正後の証票の裏のところには、それも記載して身分証の形の効力を補完といいますか、改めるという形の改正になっております。次に議案集になりますけれども1枚めくっていただき、江津市農業委員会規則の改正について説明します。現在の規則では、総会を招集する際に委員への通知や公告は、総会の日を3日前に行うことになっております。これを資料の準備ができ次第委員・推進委員の皆様へ通知できるように、3日前までにとにかく幅を持たせたものに改正するものです。なお、江津市農業委員会規程及び江津市農業委員会規則ともに令和2年7月20日から施行することといたしたいと思っています。説明は以上です。

会 長 最後の令和2年の2が抜けている。

事務局 すみません。12ページの新旧対象表の改正後の新の方ですね。この規則は、令和のあとに数字の2が抜けておりましたので、修正をお願いいたします。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。

8番委員 8ページの改正後の所で、3の次長はという所ですが、参事又は次長をというのを、そこに入れては駄目なのでしょうか。次長補佐の立場が変わるたびに、これをいちいち変えないといけないのでしょうか。

事務局長 よろしいでしょうか。

会 長 どうぞ。

事務局長 今、局長というのは、私がしているのですが、農林水産課長が兼務しております。本来、これまでは局長は兼務では無く単独でやっていたので、その時点では参事はおりませんので、いや、いらんと言うか、どう言えばいいのか…。基本的には局長と係長が職員としております。おるんですが、土地改良区の局長が、係長の場合は次長として入ります。係長が一人、土地会長区の局長が次長としていて、局長が1人ということになります。今回、係長を兼務していますが、補佐ですので次長という立場になります。そうすると、土地改良区

の事務局長の立場が無いので、その時だけ参事を作るという状況になっております。ですから、次長は必ずいますが、参事はいつもいるということでは無いので、とにかく次長が局長に何かあるときは、補佐といいますか代決をするということに変えるということ。参事はいつもいることが無いので。例えば昨年までは参事はいませんでしたので。置くことは出来ますが。

会 長 田代委員よろしいでしょうか。

8 番委員 分かったけど・・・だからそのたびに変えなくてもいいと。

事務局長 はい、次長は絶対にずっといますので。

会 長 はい。深野委員。

9 番委員 ということは、市の人事に合わせてこの文章は変えないといけないということですか。

事務局長 いえ、これでもう変えることは無いです。

9 番委員 そうですか、事務局がそれでいいならいいです。

会 長 よろしいでしょうか。他に、ご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 それでは質問が無いようでありますので、採決をいたします。「江津市農業委員会規程及び江津市農業委員会会議規則の改正について」原案のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、その他 議案「江津市農業委員会規程及び江津市農業委員会会議規則の改正について」は、原案のとおり改正することに決しました。その他に ついては、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 7 月 20 日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 10 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員